

吉川市生活困窮者子どもの学習支援事業業務委託企画提案選考審査会実施要領

1. 実施概要

吉川市生活困窮者子どもの学習支援事業（以降、「当該事業」という。）は、生活困窮者自立支援法第3条第7項第1号に規定する「子どもの学習・生活支援事業」を実施することにより、生活保護世帯や生活困窮者世帯に属する中学生及び高校生の学習を支援するものである。

本選考審査会は、当該事業に係る業務委託を締結するに当たり、事業者の専門知識・実績・対応能力等を見極め、当該事業に最適な事業者を選考するために実施するものである。

2. 業務委託に関する事項

(1) 業務名

吉川市生活困窮者子どもの学習支援事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「吉川市生活困窮者子どもの学習支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 委託料限度額

9,351,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

当該事業の契約締結に係る限度額であり、見積額が限度額を超えた場合には審査自体を行わない。

3. 参加基準

本選考審査会に参加しようとする事業者は、次のすべての要件に該当する者とする。なお、参加資格を満たしていない場合は、参加申込受付の段階で失格となる。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民

事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

(4)「吉川市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成11年告示第1号)」に基づく競争入札参加資格を有する者であること。若しくは、事業開始日までに競争入札参加資格を有する見込みのある者であること。

(5)「吉川市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱(昭和63年告示第25号)」に基づく指名停止措置又は「吉川市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成19年告示第59号)」に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(6) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人の場合は法人税、個人事業者の場合は所得税）について未納がない者であること。

(7) 申請日直前1年分の地方税（法人の場合は直前の1事業年度分の法人市民税、個人事業者の場合は令和元年度の個人市民税。ただし、吉川市に営業所を有する場合等に限る。）について未納がない者であること。

(8) 個人情報取扱いについて適切な保護措置を講じていること。

4. 書類の配布

(1) 配布期間 令和3年1月12日（火）から令和3年1月22日（金）まで

(2) 配布場所 吉川市公式ホームページからダウンロード

※吉川市役所1階 地域福祉課窓口でも配布

5. 参加申込受付

(1) 提出期限 令和3年1月22日（金） 午後5時00分まで

(2) 提出場所 吉川市役所 こども福祉部 地域福祉課

(3) 提出方法 郵送（書留扱い・提出期限必着）又は持参

(4) 提出書類及び提出部数

①選考審査会参加申込書（様式1）：1部

②履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し：1部

（提出日前3ヶ月以内のもの）

③定款等（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類）の写し：1部

④役員名簿の写し：1部

⑤所得税、消費税及び地方消費税納税証明書

・法人の場合

未納がないことを証明できる直前1事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）の写し（吉川市内に事業所（本社、支社、支店、営業所、工場等）を有する場合は、直前1事業年度分の完納が証明できる法人市民税の納税証明書の写し）：1部

※新型コロナウイルス感染症等の影響による納税の猶予制度を受けていて、納税証明書が発行されない場合は「納税の猶予許可通知書の写し」または「猶予制度の適用を受けていることが分かる納税証明書（その1）」を提出すること。

・個人の場合

未納がないことを証明できる令和元年度分の所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）の写し（吉川市内に事業所（本社、支社、支店、営業所、工場等）を有する場合は、令和元年度分の完納が証明できる法人市民税の納税証明書の写し）：1部

※新型コロナウイルス感染症等の影響による納税の猶予制度を受けていて、納税証明書が発行されない場合は「納税の猶予許可通知書の写し」または「猶予制度の適用を受けていることが分かる納税証明書（その1）」を提出すること。

⑥財務諸表（直近のもの）の写し：1部

6. 企画提案書受付

(1) 提出期限 令和3年1月29日（金） 午後5時00分まで

(2) 提出場所 吉川市役所 こども福祉部 地域福祉課

(3) 提出方法 郵送（書留扱い・提出期限必着）又は持参

(4) 提出書類及び提出部数

①企画提案書（様式3） 正：1部 写し：4部（及びCD-R〔Word又はExcel〕）

②業務経歴書（任意様式）正：1部 写し：4部（及びCD-R〔Word又はExcel〕）

※会社概要及び取引実績等を記載したもの。

③従事予定者履歴書（任意様式、写真不要） 写し：5部

④見積書 正：1部

⑤見積明細書 正：1部

※見積書作成に係る注意事項

- ア 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- イ 委託料限度額 9,351,000円（消費税及び地方消費税含む）
- ウ 見積金額には税抜きの金額を記載すること
- エ 見積書及び見積明細書には、件名、金額、住所、社名及び代表者（代理人で指名参加登録している場合は、代理人）を記載し、代表者印（代理人の場合は、代理人の印）を押印すること。
- オ 見積書には、必ず見積った契約希望金額の明細となる見積明細書（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した明細とすること）を添付すること。見積書記載金額と見積明細書の合計金額は一致しないので注意すること。
- カ 見積明細書の様式は問わない。
- キ 見積書、見積明細書は件名及び社名を記載した封筒に入れて提出すること。

7. 選考方法

選考に当たっては、提出された企画提案書を基に当該事業の選考審査会（プレゼンテーション）を行い、審査員が事業者の専門性、実績、企画力、実効性などを総合的に評価し、委託先事業者を選定する。なお、本選考審査会の日程は下記のとおり。

※PowerPoint 使用可。要事前相談。

- (1) 実施日 令和3年2月2日（火） 午後1時30分予定
- (2) 場 所 吉川市民交流センターおあしす ミーティングルーム4
- (3) 内 容 提案者による企画提案書の説明（20分）、質疑応答（10分）
- (4) 出席者 責任者を入れた3名以内

8. 選考基準

委託先事業者を選考するための評価項目等は以下のとおりとし、各項目の審査は5段階評価で行う。選考結果については、令和3年2月5日（金）に各事業者宛てに郵便で郵送する。

No.	評価項目	評価の視点
1	【基本理念・方針】 ・子どもの学習支援事業に関する基本理念及び方針	生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業についてどれだけ理解しているか。また、学習支援の基本理念及び方針が確立されているか。
2	【業務実績】 ・同種業務・類似業務の実績 ・業務実績の活用	学習支援または類似事業の実績があるか。また、実績に基づく経験等が本業務に活用が可能か。
3	【運営体制】 ・職員の資格及び経験 ・学習指導員及びボランティア等の確保 ・リスクマネジメントの考え方	本業務に従事する職員は支援に足る資格及び職務経験を有しているか。また、学習指導員及び学習ボランティア等の確保をどのようにしているか。本業務における支援者及び参加者に対するリスクマネジメントの考え方、リスクへの対応策はどのようなものか。
4	【企画評価】 ・学習支援計画 ・相談支援における視点・考え方 ・その他貧困の連鎖の防止に資する支援計画	中学生、高校生、その他進学を希望する者それぞれに配慮した学習支援計画であるか。また、生活環境において支援を要する世帯に対し、どのような点に着目して相談支援を行うか。また、そのことに関して市との連携をどのように考えているか。その他、貧困の連鎖の防止に資する企画提案はあるか。
5	【実効性評価】 ・参加定着への取り組み ・問題を抱える子どもへの支援 ・効果測定	参加者が定着する取り組みについて検討しているか。また、個別的に問題を抱える子ども等への配慮をどのように考えているか。学力の違う参加者に対して、どのような方法で学力向上を目指しているか。
6	【価格評価】 ・価格の適正化及び費用対効果向上の工夫	提案内容に対して適正な見積り価格であるか。また、費用対効果を高めるため、どのような点を工夫したか。

<注意事項>

- ①本選考審査会の参加に関する一切の費用は参加事業者の負担とする。
- ②提出期限までに必要書類が提出されない場合は、失格とする。
- ③提出された見積書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。また、提出書類は返却しないこととする。
- ④提出された企画提案書に虚偽又不正があった場合には、企画提案書を無効とし、失格とする。
- ⑤特定した提案内容については、「吉川市情報公開条例」（平成12年3月21日条例第16号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者から開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

- ⑥企画提案書の提出後において、原則として企画提案書には記載されたいかなる内容の変更は認めない。また、企画提案書に記載した配置予定者は、原則として変更できないものとする。但し、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上のものであるとの発注者の同意を得なければならない。
- ⑦企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があったと認められた場合、失格とする。
- ⑧本選考審査会において、1位として決定した委託予定業者は、当該事業を実施する最適な者として決定したものであるが、地方自治法等に基づく契約手続きの完了までは、契約関係は生じるものではない。
- ⑨辞退又は特別な理由により委託予定業者と契約締結ができない場合は、委託予定業者の選定時に順位付けをした順に契約交渉を行う。契約を辞退したことにより、以後の選定、競争入札について不利益な取り扱いを受けるものではない。
- ⑩選考結果についての問い合わせ及び異議申し立てには一切応じない。

9. 質疑方法

(1) 第1回質問

質問内容 参加申し込み、参加資格の審査に関する質問

質問期間 令和3年1月19日(火) 午後5時00分まで

質問方法 電子メールに「選考審査会質問書(様式2)」(吉川市公式ホームページに掲載)を添付して質問

回答方法 電子メールにて参加者全員に対し回答(随時)

(2) 第2回質問

質問内容 企画提案に関する質問

質問期間 令和3年1月22日(金) 午後5時00分まで

質問方法 電子メールに「選考審査会質問書(様式2)」(吉川市公式ホームページに掲載)を添付して質問

回答日時 令和3年1月26日(火) 午後1時00分

回答方法 電子メールにて参加者全員に対し回答

10. スケジュール

令和3年1月12日 募集開始(ホームページ掲載)

令和3年1月19日 第1回質問締め切り（参加者全員に随時回答）

令和3年1月22日 参加申込書提出期限

令和3年1月22日 第2回質問締め切り

令和3年1月26日 第2回質問回答日

令和3年1月29日 企画提案書提出締め切り

令和3年2月 2日 選考審査会（プレゼンテーション）

※吉川市民交流センターおあしす ミーティングルーム4

令和3年2月 5日 選考結果通知発送

【問い合わせ先】

〒342-8501

吉川市きよみ野一丁目1番地 吉川市役所 こども福祉部 地域福祉課 宛

Eメールアドレス chiiki-fukushi2@city.yoshikawa.saitama.jp

電話 048-982-9602（直通）